

丹鉄サイクルトレイン利用規約

WILLER TRAINS株式会社（以下、「当社」といいます。）は、当社が運営する「丹鉄線サイクルトレイン」（以下、「本サービス」といいます。）について、本サービスを利用するお客さま（以下、「利用者」といいます。）が、本サービスを利用するにあたり、以下の通り利用規約（以下、「本規約」といいます。）を定めます。

第1条（規約の適用）

本規約は、当社が運営する本サービスを利用する全ての利用者に適用されます。

- 2 利用者が、本規約に同意しない場合には、本サービスを利用できません。
- 3 この規程に定めていない事項については、法令及び別に定めてあるものによります。

(1)別に定めてあるものの主なものは、次のとおりです。

ア 旅客営業規則(WILLER TRAINS株式会社平成27年4月制定)

イ WILLER 会員規約(WILLER株式会社平成29年6月1日制定)

第2条（本サービスの概要）

本サービスは、あらかじめ本規約に同意した利用者が、当社が定める駅・区間・日時において、WILLER TRAINS株式会社旅客営業規則（以下、「旅客営業規則」といいます。）第187条及び第188条の定めにかかわらず、列車内に持ち込む自転車を解体せず専用の袋に収納することなく、または折りたたんで専用の袋に収納することなく列車内に持ち込むことができるものです。

第3条（本サービスの利用料金）

本サービスは無料です。なお、列車に乗車するための運賃が必要です。

- 2 本サービスの会員登録に伴う通信料金等は、利用者が負担するものとします。

第4条（会員登録）

利用者は丹鉄サイクルトレイン WEB サイト（以下、「専用 WEB サイト」といいます。）で WILLER 会員登録を行い、乗車当日利用列車利用可能駅発車時刻までに利用列車の予約を完了するものとします。

- 2 利用者は会員登録時に居住地、性別、年齢、緊急連絡先等必要な情報を登録するものとします。

- 3 利用者はパソコンやスマートフォン等で予約した際、登録した電子メールアドレスに送信される「予約受付確認書」か、WILLER会員マイページ内の「現在の予約一覧」で当該予約内容（以下、「予約確認書」といいます。）を確認するものとします。なお、

本サービスを利用の際端末の故障やバッテリー切れ等で予約確認書の画面表示が出来ない場合や、印刷した予約確認書を持参できない場合は本サービスが提供できないことがあります。

第5条(利用方法)

利用者は、本サービスを利用する際、前条で予約した予約確認書を駅係員又は乗務員(以下、「係員」といいます。)に提示のうえ利用するものとします。

2 利用者は、乗車駅の改札を入場後、本サービスを利用し降車駅の改札を出場するまでの間、係員の求めがあるときは、いつでも予約確認書を係員に提示しなければなりません。

3 利用者は、利用日当日の混雑状況や輸送障害等により、本サービスの利用ができない場合があることを予め同意するものとします。

4 利用者は、利用日当日における利用列車の混雑状況によっては、自転車を列車内へ持ち込む場合、係員の指示により、旅客営業規則が定める取扱いどおり、列車内に持ち込む自転車を解体して専用の袋に収納し、または折りたたみ式自転車にあっては、折りたたんで専用の袋に収納をするものとします。

第6条(利用条件)

本サービスが利用できる車両・駅・区間・日時は別表に定めるものとします。

2 利用者が、前項に定める本サービス利用範囲を超えて利用する場合、もしくは本サービスの提供ができない列車・駅・区間・日時を利用する場合、列車内に持ち込む自転車の取扱いは、旅客営業規則第187条及び第188条の定めによるものとします(列車内に自転車を持ち込む場合は、手回り品として取扱います。列車内に持ち込む自転車は、解体して専用の袋に収納したもの、または折りたたみ式自転車であって、折りたたんで専用の袋に収納する必要があります)。

3 利用者が小学生以下の場合には保護者による保護責任の上ご利用いただきます。

4 利用者は、本サービスの利用にあたり自転車損害賠償責任保険等または施設賠償責任保険に加入することを推奨します。

第7条(遵守事項)

利用者は、以下の事項を遵守して利用するものとします。

(1) 駅構内(ホーム上を含みます。)や列車内では、自転車に乗ることはできません。また他のお客さまの迷惑となる行為を行わないこと。

(2) 列車内が混雑している場合、または混雑が予想される場合は、本サービスの利用を停止する場合があります。

(3) 輸送障害時において、当社が代行輸送としてバス、タクシー等を手配した場合、代行輸送のバス、タクシー等の車内では本サービスを利用することはできません。

(4) 列車内の指定箇所以外に自転車を置くことはできません。

(5) 列車が急停止する場合に備え、列車内にて自転車の転倒防止に努めてください。

(6) 駅構内及び列車内で自転車の解体、組み立て等の作業は行わないでください。

(7) 自転車の運搬は利用者が行ってください。

(8) 乗車前に可能な範囲で自転車の汚れの除去を行ってください。

(9) 本サービスを利用するにあたっては、係員の指示に従ってください。

2 以下の自転車は駅構内及び列車内に持ち込むことはできません。

(1) ブレーキのついていない自転車

(2) 原動機付自転車

(3) 三輪自転車

(4) 全長180cm、全幅70cmを超える自転車

第8条(利用停止)

当社は、利用者が本規約に違反する行為、係員の再三の注意に従わない場合、他のお客さまのご迷惑となる行為をした場合、および係員が著しく不適切であると認めた場合には、直ちに利用停止の措置および列車から降車させる措置を取ることができるものとし、当該利用者は利用登録等ができなくなる場合があります。

第9条(免責事項)

本サービスの利用において発生した事故、自転車の損傷、お客さま同士のトラブル、端末の通信状況により本サービスが利用できない場合、お客さまの意思で本サービスの利用を中止した場合等により、利用者が被った損害及び不利益について、当社は一切の責任を負わないものとします。

第10条(本サービスの停止・変更等)

当社は、理由の如何を問わず、利用者に事前の通知なしに本サービスの全部または一部を停止、変更することができるものとします。

2 本サービスの停止・変更によって、利用者又は第三者に損害が生じた場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。

第11条(規約の改訂)

当社は、利用者の事前の承諾を得ることなく、本規則を改訂できるものとします。本規則が変更された場合、利用者は変更後の本サービス内容及び利用条件については、変更後の規則に同意したものとみなします。

2 当社は、本規則を改訂した場合、改訂後の本規則を当社指定の方法により利用者に告知するものとします。ただし、変更が軽微で利用者に特に不利益にならないと当社が判断した場合は、通知しないものとします。

第 12 条(データ収集について)

当社は、本サービスの利便性の向上、各種情報・広告・クーポン等の配信、利用者の利用状況の統計分析を目的として、利用者が本サービスを閲覧したデータを収集することがあります。

第 13 条(属性情報等について)

当社は、利用者が入力した属性情報を登録します。

2 当社は、登録した属性情報を本サービスの利便性向上、各種情報・広告・クーポン等の配信、利用者の利用状況の統計分析のために使用し、これら以外の目的には利用者の同意なく利用しません。なお、調査・分析の結果については公表する場合があります。

第 14 条(専属的合意管轄裁判所)

本サービスに関する一切の訴訟(裁判所の調停手続きを含む)の第一審の専属的合意管轄裁判所は、大阪地方裁判所とします。

第 15 条(準拠法)

本規約に関する準拠法は、すべて日本法が適用されるものとします。

【附則】

本規約は令和4年9月1日から適用します。

別表【第6条】

丹鉄サイクルトレイン対象列車・乗降可能駅一覧

1. 利用可能駅:

豊岡駅、夕日ヶ浦木津温泉駅、天橋立駅、宮津駅、西舞鶴駅

2. 利用可能日:専用WEBサイト予約カレンダーに掲載。

3. 利用可能列車:223D 西舞鶴9時44分発豊岡行

230D 豊岡12時46分発西舞鶴行

且つ次に定める表示がある車両(KTR709形 1 両)

注:必要に応じ些少の変更をすることが出来る。

(1)車外旅客車入口・車内指定箇所

ア 旅客車入口



イ 車内指定箇所

座席番号 1 番、2番席表示(西舞鶴方)



座席番号3番、4番席表示(豊岡方)



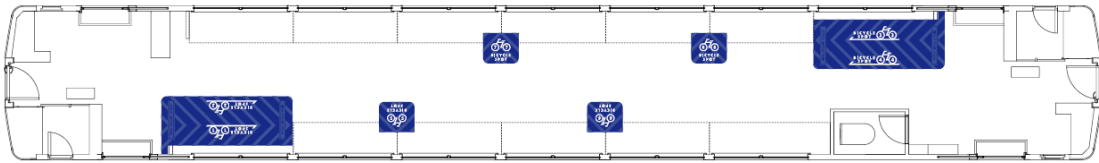
(2) 車内施設利用指定箇所(4台)

西舞鶴

1番、2番席

豊岡方

3番、4番席



(3) 車両全体図

